

預金商品概要説明書（普通預金）

●この「商品概要説明書」は、普通預金の商品内容の概要を記載したものです。

詳しくは「普通預金規定」をご覧ください。

1. 商品名	普通預金	
2. 販売対象	法人および個人	
3. 預入期間	定めはありません。	
4. 預入	(1) 預入方法	随時お預入れできます。 店頭またはATM（通帳またはカード）によるご入金ができます。
	(2) 預入金額	1円以上（ATMによる入金は1,000円以上です。）
	(3) 預入単位	1円単位（ATMによる入金は1,000円単位です。）
5. 払戻方法	随時お引出しできます。 店頭または、ATM（カードによる）でのお引出しができます。	
6. 利息	(1) 適用金利	毎日の店頭表示利率を適用します。（変動金利） （金利は、店頭の金利表示ディスプレイ、ホームページに表示しています。）
	(2) 利払方法	毎年2月と8月の第3日曜日の翌日に、口座に入金します。
	(3) 計算方式	毎日の最終残高1,000円以上につき、付利単位100円とし、1年を365日とする日割計算。
	(4) 税金	<ul style="list-style-type: none"> 個人のお客様は、利息に対し20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税が適用されます。 法人（非課税法人を除く）のお客様は、利息に対し総合課税が適用されます。 <p>※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間にお受取りになるお利息には「復興特別所得税」が課税され、20.315%の税率となります。</p>
7. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> 当組合および提携金融機関の自動機器または振込機を使用して預金の預入れ・払戻し、振込の場合、利用手数料を定めているときおよび振込手数料は、所定の手数料をいただきます。 利用手数料と振込手数料は、合計金額で引き落とします。 手数料金額は「手数料のご案内」をご覧ください。 	
8. 付加できる特約事項		
(1) マル優	<p>マル優制度の条件を満たす個人のお客様は、マル優のお取扱いができます。</p> <p>※マル優適格となる方</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者手帳の交付を受けている方 遺族基礎年金受給者である被保険者の妻 寡婦年金受給者等 	
(2) 総合口座	個人で成人のお客様は総合口座による当座貸越のご利用ができます。 （貸越利率は担保定期預金の約定利率に0.5%上乗せした利率）	
(3) 普通預金（有利息）と無利息型普通預金との切替え	<ul style="list-style-type: none"> 口座番号を変更することなく、「普通預金（有利息）から無利息型普通預金への切替え」および「無利息型普通預金から普通預金（有利息）への切替え」ができます。 普通預金（有利息）から無利息型普通預金へ切替えた場合には、切替え時点で利息の計算をして口座に入金します。 	
(4) 自動支払・自動受取	<ul style="list-style-type: none"> 公共料金等の自動支払いおよび給与、年金等の自動受取ができます。 自動振替による定期積金への入金ができます。 	
9. 中途解約時の取扱	_____	

<p>10. その他参考となる事項</p> <p>(1) キャッシュカード</p> <p>(2) 通帳</p> <p>(3) 預金保険制度</p>	<p>ご希望のお客様にはキャッシュカードを発行いたします。</p> <p>通帳を発行します。 (ご希望により20歳未満のお客様には専用の通帳を発行します。)</p> <p>本商品は預金保険の対象ですが、全額保護の対象ではありません。 (預金保険制度により保護される他の預金と合計して、預金者一人あたり—金融機関毎に元本1,000万円までとその利息が保護されます。)</p>
<p>11. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>・ 苦情処理措置 ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引のある営業店または下記の窓口をご利用ください。 【窓 口：ひだしんお客様相談室】 受 付 日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および組合の休業日は除く） 受付時間：9：00～17：30 電 話：0120-36-4501 なお、苦情対応の手続きについては、別途リーフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当組合ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://www.hidashin.co.jp/</p> <p>・ 紛争解決措置 東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03 - 3581 - 0031）、 第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03 - 3595 - 8588）、 第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03 - 3581 - 2249）、 愛知県弁護士会 紛争解決センター（電話：052 - 203 - 1777）、 愛知県弁護士会西三河支部 紛争解決センター（電話：0564 - 54 - 9449）で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記ひだしんお客さま相談室または下記窓口までお申し出ください。 【窓 口：一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】 受 付 日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く） 受付時間：9：00～17：00 電 話：03-3567-2456 住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内）</p>

(令和4年4月1日現在)